

講師 佐藤 哲

民法

民法答案作成法 2

試験委員対策

難関資格試験になるほど、試験委員対策が有効である。

司法試験をはじめ、公認会計士試験も試験委員対策が不可欠である。不動産鑑定士2次試験もその例に漏れない。それで今回は、他の予備校やホームページで一応行われている（といってもいい加減にしか分析されていないのだが）主要論文の研究とは全く別の視点から、試験委員を斬ってみようと思う。

野澤試験委員

野澤委員については経済学の杜のリンクで示されているように、前委員の平野教授同様、司法試験合格者であり、彼らの実定法の基礎が司法試験の学習に大きく依っていることはたしかである。

もちろんそのことは、研究者としての基礎研究を怠っていたことには全くならないのだが。ただ、平野教授の学習スタイルと野澤教授の学習スタイルは全く異なっていた。前者は本格的な分厚い体系書を教科書にして（たとえば有斐閣法律学全集や我妻民法講義）、あまり予備校チックな勉強はしなかったのに対して野澤教授はどちらかというとオーソドックスな受験勉強で合格された。

試験に必要な範囲で言えば、彼が民法の基本書にしていたのは、民法総則・四宮和夫著・弘文堂、物権法講義・鈴木禄弥著・創文社、債権法講義・鈴木禄弥著・創文社に、参考書として民法判例百選・有斐閣である。そして鈴木先生の御著書は、フランス法をほとんど無視してドイツ民法の視点から、従来の体系を斬新に変えて著した野心的な本なのだが、受験の点から言えば、各節の前に事例を呈示し、それをふまえて解説を進める点で、当時はかなりわかりやすい教科書だった。

民法総則

四宮和夫著・弘文堂

物権法講義

鈴木禄弥著・創文社

債権法講義

鈴木禄弥著・創文社

民法判例百選

有斐閣

種 (たね) 本

さて、2002年度の不動産鑑定士2次試験の民法問題1だが、これは鈴木先生の物権法講義をベースにしているのではないと思われる。契約を解消する方法として取消・無効・解除がある、ということをかなり明確に書いているのは鈴木先生の物権法講義だからである。



大学の授業

もちろん 2002 年度の問題はその本に書かれていることそのままではなく、「登記の有無の観点から」というヒントのほか、「消滅時効に関する規定の有無」という新しい視点も加わってはいるものの、おそらくは鈴木先生の物権法講義の影響が、無意識的にも現れているのではなかろうか。

ちなみに、野澤教授は立教大学の授業では有斐閣 S シリーズの民法を使用されているが、これは特に深いお考えがあつてのことではなく、同シリーズで彼の指導教授だった淡路教授が分担執筆されていること、厚さが大学の授業に手頃なことがその理由であろう。だからこの本からどう出題されるかなどは考えてもナンセンスだろう。

それから、彼の研究テーマはまた別の機会に触れることにするが、単純に言えば、債権の第三者効である。債権は元々当事者間でしかその効力がないが、場合によっては第三者に効力を及ぼす場合がある（彼のよりどころのフランス民法では第三者にも効力を及ぼすのが原則らしいが。「債権の相対性」というのはドイツ法のドグマというわけ）。それが研究テーマである。だからその点からの予想も可能ではある。

ただ、彼はオーソドックスな出題を好むタイプなので、研究テーマからのそのまま出題（他の受験予備校が思いつきそうな）ということは考えにくい。

最近では、内田貴先生の民法が流行っているが、試験委員のバックボーンを知るという意味では、創文社の鈴木民法講義に接してみるのも良いかもしれない。

民法総則講義

鈴木禄弥著・創文社

民法

内田 貴著・東大出版会

2002 年度 問題 1

2002 年度民法問題 1

A は、B との間で、A の所有する土地（以下この間において「本件土地」という。）を B に売却する旨の契約を締結した。その契約によれば、A の B に対する所有権移転登記手続と同時に、B が売買代金の全額を A に支払うことになっていた。しかるに、B は、当初より代金を支払う意思はなく、約束の期日に代金の一部を支払っただけで A に所有権移転登記手続をさせ、登記が B 名義となったことを確認すると直ちに本件土地を C に転売した。この場合に、A が B との売買契約を解消して本件土地を取り戻すための根拠となりうる法的主張を 3 つ指摘しなさい。

また、各主張の当否を、C を保護する規定の有無、C の主観的要件（A B 間の事情についての善意・悪意）、C の登記の有無及び消滅時効に関する規定の有無の観点から、比較検討しつつ論述しなさい。